

社 会 福 祉 法 人
白 珠 会

定 款

平成29年2月10日認可 (栗原市(社福)指令第4311号)

社会福祉法人白珠会定款

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 白珠会 という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を宮城県栗原市瀬峰根岸 5 5 番地 2 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬については無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(責任免除)

第23条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の

決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建特別養護老人ホーム白鳥苑苑舎 1棟(1,388.82 m²)
- (2) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 特別養護老人ホーム白鳥苑集会所 1棟(60.67 m²)
- (3) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建法人事務所 1棟(37.64 m²)
- (4) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の木造セメント瓦葺平家建特別養護老人ホーム白鳥苑物置 1棟(149.53 m²)
- (5) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の木造セメント瓦葺平家建特別養護老人ホーム白鳥苑作業場 1棟(134.21 m²)
- (6) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の鉄骨造陸屋根平家建特別養護老人ホーム白鳥苑機械室 1棟(24.67 m²)
- (7) 宮城県栗原市瀬峰根岸55番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建特別養護老人ホーム白鳥苑更衣室 1棟(21.72 m²)
- (8) 定期預金110万円

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、栗原市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栗原市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福

社貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、栗原市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栗原市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人白珠会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人設立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

| | |
|-----|---------|
| 理事長 | 三 浦 寛 治 |
| 理 事 | 妹 尾 隆 |
| 理 事 | 千 葉 潮 |
| 理 事 | 菊 地 新 |
| 理 事 | 北 村 秀 雄 |
| 理 事 | 高 橋 一 夫 |
| 理 事 | 加 藤 泰 司 |
| 理 事 | 菅 原 悦 雄 |
| 理 事 | 加 藤 光 明 |
| 監 事 | 千 葉 昭 吉 |
| 監 事 | 三 浦 平 一 |

2 この定款は、昭和52年8月29日から施行する。

附則

この定款は、昭和53年3月30日から施行する。

（基本財産の増、苑舎 届出事項）

附則

この定款は、厚生大臣認可の日（昭和55年10月9日）から施行する。ただし、変更後の定款第12条の規程は、昭和55年8月7日から施行する。
（定款準則に基づく規定整備 認可事項）
（基本財産の増、 付属建物 届出事項）

附則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和57年5月12日）から施行する。
（収益事業の追加及び、これに伴う評議員制の新設並びに理事定数の削減 認可事項）

附則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和60年3月12日）から施行する。ただし、変更後の定款第17条の規程は昭和59年12月23日から施行する。
（決算に関する評議員会の関与規定 認可項） （基本財産の増 届出事項）

附則

この定款は宮城県知事の認可の日（平成3年1月29日）から施行する。
（定款準則に基づく規定整備、目的の変更 認可事項）

附則

この定款は宮城県知事の認可の日（平成4年12月22日）から施行する。
（基本財産の増 届出事項）
（定款準則に基づく規定整備、認可事項）

附則

この定款は宮城県知事の認可の日（平成6年5月13日）から施行する。
（平成5年8月30日社援企第118号、厚生省保健医療局長、援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長から「社会福祉法人の認可等について」の第15号通知の一部改正による）

附則

この定款は宮城県知事の認可の日（平成10年8月27日）から施行する。
（目的 定款準則に基づく規定整備－事業の追加）
（監事による監査 定款準則に基づく規定整備）
（資産の区分 定款準則に基づく規定整備）
（決算 定款準則に基づく規定整備）
（会計処理の基準 定款準則に基づく規定整備）
（収益事業の廃止に係る定款準則に基づく規定整備）

附則

この定款は宮城県知事の認可の日（平成12年2月21日）から施行する。
（目的 （1）（2）介護保険制度移行に基づく事業名称の変更）

(目的 (3) 事業廃止に基づく削除)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日(平成13年12月14日)から施行する。
(平成12年12月1日社援企第2618号等、4部局長連名通知「社会福祉法人の認可等について」の定款準則による整備)
(評議員及び評議員会の設置)
(基本財産追加—作業場 物置)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日(平成14年12月2日)から施行する。(監事による監査、定款の変更)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日(平成15年11月28日)から施行する。(名誉会長、顧問)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日(平成17年4月28日)から施行する。(公益を目的とする事業の追加 外)

附則

この定款は宮城県知事の受理の日(平成17年8月2日)から施行する。
(町村合併による事務所の所在地ならびに資産に関する事項中所在地の表記変更)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日、(平成18年7月19日)から施行する。
定款準則による規定整備—(経営の原則)(理事会)(種別)(剰余金が出た場合の処分)

附則

この定款は宮城県知事の認可の日、(平成23年6月9日)から施行する。
定款準則による規定整備—(目的)(資産の区分)(公告の方法)

附則

この定款は栗原市長の認可の日、(平成25年4月23日)から施行する。
定款準則による規定整備—(監事による監査)(基本財産の処分)(合併)
(定款の変更)

附則

この定款は栗原市長の認可の日、(平成27年4月9日)から施行する。
(役員任期)(名誉会長、顧問)

附則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。(栗原市長認可日(平成29年2月10日))
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。